経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年３月４日
経済産業省経済産業政策局経済社会政策室

経済産業省は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで命令等を改正するので、同法第 43 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公示します。

記

＜行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号関係＞

１．命令等の題目

経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件（令和 8 年経済産業省告示第 21 号）

２．命令等の趣旨及び意見公募手続を実施しなかった理由

今回の改正は、経済産業省組織令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 230 号）の施行に伴い当然必要とされる規定の整理、及び、その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更を行うものであり、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見公募手続きは実施していません。